

浜松市公告第 327 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 14 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜松プラザ

静岡県浜松市中央区上西町 1020 番地 1 ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	代表取締役 野々口 剛	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	代表取締役 北原 克哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更の年月日

令和8年4月1日

4 変更する理由

設置者の代表者変更のため

5 届出日

令和 8 年 5 月 7 日